



熊本県公報

第12112号

平成24年5月15日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	1
○熊本県収入証紙売りさばき人の指定の取消し	(会計課)	1
○保安林の指定	(森林保全課)	2
○保安林の指定	(〃)	2
○収去飼料分析結果	(畜産課)	2
公 告		
○球磨郡あさぎり町における入会林野整備計画の認可	(林業振興課)	3
○公共測量の終了	(監理課)	3
○林業種苗法生産事業者の登録	(森林整備課)	3
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画課)	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課)	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不明者に係る当該通知の掲示	(〃)	4
登 載 依 賴		
○平成24年度熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部及び熊本県水防協議会の合同会議の開催	(危機管理防災課)	4
○平成24年度熊本県国民保護協議会の開催	(〃)	5
○熊本県育英資金返還金の収納代行業務受託者選定	(高校教育課)	5

告 示

熊本県告示第685号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年5月15日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町下岳字池ノ鶴6188番1、6189番、又6194番、又6195番、6317番、字塩平6529番から6531番まで、字池ノ鶴6194番・6195番・6196番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字池ノ鶴6194番・又6195番・6196番・6317番・字塩平6530番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第686号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定による売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年5月15日

熊本県知事 蒲島 郁夫

住 所	名称及び代表者氏名	取消年月日
玉名市岩崎1004-1	玉名市母子寡婦福祉連合会 会長 中川ミチ子	平成24年5月2日

熊本県告示第687号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年5月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県天草市五和町城河原二丁目字奈久葉山2192番4、字琵琶ノ首2235番1、2235番6、2243番6、2259番1、2259番3、字石炭2274番4から2274番7まで、字琵琶ノ首2243番1・字石炭2274番1・2274番17・2275番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第688号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年5月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町立原字岳ノ後49番1、49番3、50番、56番、58番、字五十田60番、70番、74番、82番、字岩ヶ迫90番、93番、96番、98番、100番、字袖山102番、103番、109番、111番、113番、114番、118番、120番、字上大迫446番、字九宝田447番、464番、482番、字十三京489番、492番1、494番、495番、500番1、502番、503番1、字庵ノ平568番1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第689号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成24年3月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成24年5月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

栄養成分に関する検査

製造事業所等 の名称及び所在地	取去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要		
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)
西田精麦（株） 八代市新港町2-3-4	同 左	黒毛和牛去勢用前期 黒毛和牛去勢用後期	平成 24年3月	16.6 13.3	3.2 3.4	4.2 4.2

試験結果の概要				違反の内容
粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	その他の検査 (水分 : %)	
4.1	0.45	0.47	11.5	
2.7	0.13	0.39	12.1	

公 告

熊本県公告第276号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により、球磨郡あさぎり町に事務所を置く松尾入会林野整備組合代表者遠山好勝から申請のあった松尾入会林野整備計画を平成24年4月27日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年5月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第277号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、城南町中央土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量の実施を終った旨の通知があったので、同法第14条第3項の規定に基づき公告する。

平成24年5月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(区画整理に伴う出来形確認測量)	平成23年12月19日から 平成24年3月26日まで	熊本市城南町大字今吉野字上中須の全部、同町大字今吉野字東原、字中原、字西原の各一部、同町大字宮地字鬼熊、字宮本、字新御堂、字溝口の各一部、同町大字舞原字今原の一部及び同町大字隈庄字松ノ平の一部

熊本県公告第278号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により次の者を生産事業者として登録したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年5月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種穂	苗木	採取	精選	
熊本県球磨 2025番	一般社団法人 湯前町農業公社 球磨郡湯前町 1989番地1	○	○	○	○	一般社団法人 湯前町農業公社 球磨郡湯前町 1989番地1

熊本県公告第279号

熊本市に事務所を置く天明土地改良区理事長村上義博から平成24年3月30日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年5月7日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成24年5月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第280号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山鹿市役所に掲示する。

平成24年5月15日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 所在の不分明な者の氏名
永田 義春、白坂開拓農業協同組合

2 通知の趣旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年4月3日付け熊本県告示第535号による。

熊本県公告第281号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山鹿市役所に掲示する。

平成24年5月15日

熊本県知事 蒲島 郁夫

登載依頼

熊本県防災会議公告第1号

熊本県石油コンビナート等防災本部公告第1号

熊本県水防協議会公告第1号

熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部及び熊本県水防協議会の合同会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年5月15日

熊本県防災会議会長

熊本県石油コンビナート等防災本部本部長

夫夫夫
郁郁郁
島島島
蒲蒲蒲

- 1 開催日時
平成24年5月23日(水)
午後1時30分から

2 開催場所
熊本県庁地下大会議室

3 内容
(1) 審議事項

	ア 平成24年度熊本県地域防災計画修正案について
	イ 平成24年度熊本県石油コンビナート等防災計画修正案について
	ウ 平成24年度熊本県水防計画修正案について
	エ その他
4	(2) 梅雨期の見通し等について
4	傍聴人の定員
	20人
5	傍聴手続
	(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を受けたうえで、会議の会場に入ることができる。
	(2) 傍聴の手続は、先着順で行き、定員になり次第終了する。
6	問い合わせ先
	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
	熊本県知事公室危機管理防災課
	(電話096-333-2112)

熊本県国民保護協議会公告第1号

熊本県国民保護協議会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年5月15日

熊本県国民保護協議会会长 蒲島郁夫

1	開催日時
	平成24年5月23日(水)
	午後3時から
2	開催場所
	熊本県庁地下大会議室
3	内容
	(1) 議題
	ア 熊本県国民保護計画の変更について
	イ 平成23年度の取組み及び平成24年度の計画について
	(2) 国民保護における陸上自衛隊の役割について
4	傍聴者の定員
	20人
5	傍聴手続
	(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を受けたうえで、会議の会場に入ることができる。
	(2) 傍聴の手續は、先着順で行き、定員になり次第終了する。
6	問い合わせ先
	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
	熊本県知事公室危機管理防災課
	(電話096-333-2112)

熊本県教育委員会公告第9号

熊本県育英資金返還金の収納代行業務受託者を選定するため、次のとおり企画案競技を実施する。

平成24年5月15日

熊本県教育委員会委員長 古莊文子

1	業務の概要
(1)	業務名
	熊本県育英資金返還金収納代行業務
(2)	業務の内容
	地方自治法施行令第158条の規定に基づき、コンビニエンスストア店舗における熊本県育英資金返還金の収納事務を県に代わって行う。
(3)	業務の仕様等
	3の(2)により配布する「熊本県育英資金返還金の収納代行業務受託者選定に関する企画案競技に関する説明書」に示すところによる。
(4)	委託期間
	平成24年10月1日から平成25年3月31日
(5)	その他
	前項の委託期間にかかわらず、受託業務を平成24年10月1日から確実に遅滞なく実施できるよう、事前に各種テスト等の準備行為を行うものとする。
2	企画案競技への参加条件
	次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
(1)	地方税又は公金等のコンビニにおける収納代行業務の受託について、相当の実績を有している者。

- (2) 収納金に係る事項を帳簿によって正確に記録し、遅滞なく事務処理を行う体制を有している者。
- (3) 熊本県内に複数の店舗を有する5社以上のコンビニとの提携関係を有している者。
。ただし、地方税及び公金等の収納及びバーコード体系G S 1 - 1 2 8 (旧U C C / E A N - 1 2 8) の取扱いが可能なコンビニに限る。
- 3 企画競技の実施方法
- (1) 企画案競技説明会の日時及び場所
- ア 日時
平成24年5月28日(月)午後1時00分から
- イ 場所
熊本県庁西側事務棟第一会議室
- (2) 企画案競技に関する説明書の配布について
- ア 配布期間
平成24年5月15日(火)から平成24年5月28日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時00分まで
- イ 配布場所
(4)に記載のとおり
- (3) 企画提案書の提出期限
平成24年6月15日(金)午後5時00分まで必着
- (4) 提出先
熊本県教育長教育指導局高校教育課修学支援係(県庁新館6階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
電話 096-333-2682(直通)
- (5) 企画提案書の提出方法
(4)に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (6) その他詳細は、企画案競技に関する説明書による。
- 4 企画案競技参加に係る費用の負担
企画案競技への参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- 5 企画提案書の評価及び企画提案書の採用
- (1) 企画提案書の評価
教育庁の職員を審査員とする審査会を設け、技術的要素、収納代行業務の仕様、経費等について総合的に評価する。
- (2) 企画提案書の採用
審査会において最も高い評価を得た企画案を採用する。
- 6 問い合わせ先
3の(4)に記載のとおり